

議案第 11 号

太宰府市子育て支援センター条例の一部を改正する条例について

上記について、別案のとおり改正する。

令和4年 2月25日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

理 由

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正に伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

太宰府市子育て支援センター条例の一部を改正する条例

〔 令和 年 月 日 〕
〔 条 例 第 号 〕

太宰府市子育て支援センター条例（平成27年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（事業及び業務）

第3条 子育て支援センターは、次に掲げる事業及び業務を行う。

(1) 子育て世代包括支援センター事業

ア 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第2項の規定に基づく事業

イ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の11第1項及び第2項の規定に基づく事業

(2) 子ども家庭総合支援拠点業務 児童福祉法第10条の2の規定に基づく業務

(3) 地域子育て支援拠点事業 児童福祉法第6条の3第6項の規定に基づく事業

(4) ファミリー・サポート・センター事業 児童福祉法第6条の3第14項の規定に基づく事業

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業及び業務

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。